

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

京田辺市は、転入者の増加が続いており、将来人口推計においても令和7年まで人口の増加が続くことを見込んでいるが、少子高齢化の進展により有効求人倍率は上昇を続けている。また、本市の特徴として交通利便性の高さがあり、二つの鉄道路線、さらに高速バス路線等により、大阪、京都、奈良の都市圏へ30分程度での通勤が可能なため、労働力の市外流出が顕著な状況にある。平成28年度策定の京田辺市産業振興ビジョンの事業者アンケートにおいても人材の確保が難しいことを課題としてあげる企業が最も多く、産業の担い手の確保と育成は大きな課題となっている。

このようなことから、今後市内中小企業者が持続的な発展を続けるためには、先端設備導入により労働生産性を向上させるとともに、長時間労働を抑制すること等により若者や女性、高齢者や障がいのある人など多様な就業者の参画を促すことが必要である。

(2) 目標

京田辺市は、先端設備等の導入を促進することで、市内中小企業が持続的に発展し産業の活性化を図る。そのために、計画期間中に、計10社の先端設備等導入計画認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

労働生産性に関する目標として、先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性が年率3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

京田辺市は、関西文化学術研究都市に位置し、研究開発型の企業から、地域農産物の加工業まで幅広い事業者を有することから、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

ただし、太陽光発電設備は雇用の創出及び安定を図る等の観点から、自己の工場や事務所等建築物の屋上に設置するもので、全量売電を目的とせずその発電電力を直接生産等に供するものに限り対象とする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

京田辺市は、3つの工業地域、北部、中部、南部それぞれの駅を中心とした幅広い地域に事業者が位置することから、市内全域を対象地域とする。

(2) 対象業種・事業

京田辺市は、関西文化学術研究都市に位置し、研究開発型の企業から、地域農産物の加工業まで幅広い事業者を有することから、全ての業種・事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から2年間（令和5年4月1日～令和7年3月31日）

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間、5年間

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ・ 人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。
- ・ 公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。
- ・ 市税を滞納する者の先端設備等導入計画の認定の対象としない等、租税の公平な負担に配慮する。

(備考)

用紙の大きさは日本産業規格A4とする。